

様式第1号（第3条関係）



令和7年11月21日

舞鶴市議会議長様

住 所 京都府舞鶴市喜多1105-40

株DIY STYLE 内事務局

請求者（連絡先） 氏 名 市民オンブズマンまいづる
森本 隆、古田徹

電話番号 090-8657-9128

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	令和7年8月に舞鶴市議会が舞鶴市に対して提出した、市職員による不適切な事務処理事案（ハラスメント等）に関する申し入れ書及び舞鶴市からの回答文書一式。 加えて、舞鶴市議会側が当該申し入れを行った経緯を示す資料（起案文書、協議記録、会議録、議会運営委員会資料など）一切。 さらに、舞鶴市からの回答後に市議会側が行った対応や再協議の記録、会議録、報告書、対応方針などの関連文書すべて。 なお、当該事案に関してハラスメントを受けたとされる議員名について、実名で公開を求める。
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（送付希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無）
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	本件は、市職員によるハラスメントを含む不適切な事務処理が発生しているという、住民にとって極めて重大な行政運営上の問題であり、その実態把握と原因解明、再発防止策の検証は市民の知る権利と直接関係する。 市議会が舞鶴市に申し入れを行い、協議・対応を求めた一連の経緯と内容についての透明性を確保することは、行政の説明責任を果たすうえで不可欠である。 また、被害議員の実名についても、議会活動の一環としての公務に関連するハラスメントである以上、原則として実名での開示が必要と考える。
※受付年月日	年 月 日
※	部 課

様式第4号（第4条関係）

舞議第85-2号
令和7年12月24日

市民オンブズマンまいづる

森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市議会

議長 肝付 隆治



行政文書不開示決定通知書

令和7年11月21日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定（行政文書の存否を明らかにしない決定及び行政文書不存在の決定を除く。）により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

行政文書の件名	舞鶴市職員による舞鶴市議會議員へのハラスメントに対する報告書（ハラスメントを受けたとされる議員名の記載あり）
開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	ハラスメント被害者の氏名や被害者を特定できるような情報は、舞鶴市情報公開条例第5条第1号の個人情報に該当することから、被害者のプライバシーを保護し、二次被害を防ぐことに加え、各派幹事会は、非公開の会議であり、舞鶴市情報公開条例第5条第4号に該当するため。
舞鶴市情報公開条例第10条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる期日	年 月 日 ただし、行政文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。
担当部課等	議会事務局 総務課 電話番号 0773-66-1060（内線 1412）
備考	

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市議會議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として（訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴

様式第6号（第4条関係）

舞議 第85-3号
令和7年12月24日

市民オンブズマンまいづる

森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市議会

議長 肝付 隆治

行政文書不存在決定通知書



令和7年11月21日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名又は内容	舞鶴市議会側が当該申し入れを行った経緯を示す資料（協議記録、会議録）、舞鶴市からの回答後に市議会側が行った対応や再協議の記録、会議録
不存在の理由	<ul style="list-style-type: none">各派幹事会は非公開の会議であり、会議録の作成を必要としない会議であるため。議会運営委員会、議員協議会の会議録は、現在作成中のため。（作成後は市議会ホームページで公開予定）
担当部課等	議会事務局 総務課 電話番号 0773-66-1060 (内線1412)
備考	

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市議会議長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないになります。）

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として（訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

事務連絡
令和7年11月21日

市民オンブズマンまいづる

森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市議会事務局総務課長

行政文書開示請求書の受付について

令和7年11月21日付けの標記請求書につきましては、当課にて受付けをしましたので、その写しを送付いたします。

なお、本請求に係る開示、不開示等の決定は、原則、令和7年12月5日までに行い、その旨当課より連絡しますとともに、その際、必要に応じて開示日時等の調整をさせていただきますので、ご了承願います。

様式第2号（第4条関係）

舞議 第85-1号
令和7年1月24日

市民オンブズマンまいづる

森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市議会

議長 肝付 隆治



行政文書開示決定通知書

令和7年1月21日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	<ul style="list-style-type: none">舞鶴市職員による舞鶴市議会議員へのハラスメントと市の不適切な対応に関する申し入れ書、起案文書及び回答文書。令和7年8月26日議会運営委員会(2回目)次第、市職員による市議会議員へのハラスメントと市の不適切な対応について(案)
開示の日時及び場所	日 時 令和 年 月 日 (午前・午後 時 分) 場 所 舞鶴市議会事務局
開示の方法	写しの交付
担当部課等	議会事務局 総務課 電話番号 0773-66-1060 (内線 1412)
備考	<p>令和7年11月21日議員協議会次第、市職員による市議会議員へのハラスメントと市の不適切な対応について(回答)は、市役所本館1階市政情報コーナで閲覧が可能です。</p> <p>対応を協議した会議名は、舞鶴市議会ホームページに掲載しています。</p> <ul style="list-style-type: none">令和7年8月21日議員協議会報告事項 (8.4(月)各派各派幹事会、8.19(水)各派幹事会)令和7年10月21日議員協議会報告事項 (8.26(火)各派各派幹事会、議会運営委員会(2回目))令和7年11月21日議員協議会報告事項 (10.28(火)各派各派幹事会) <p>https://www.city.maizuru.kyoto.jp/sigikai/0000005573.html</p>

- (注) 1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

舞議第 46 号
令和7年8月26日

舞鶴市長 鴨田 秋津 様

舞鶴市議会議長 肝付 隆治

舞鶴市職員による舞鶴市議会議員へのハラスメントと市の不適切な対応に関する申し入れについて

表題の件について、議会運営委員会において、文書により申し入れることを決定しましたので、別紙のとおり提出します。

市職員による市議会議員へのハラスメントと 市の不適切な対応について

このたび、令和7年6月定例会の一般質問の聞き取りにおいて、市職員が市議会議員に対し、「今回の条例(舞鶴市伝統的建造物保存地区条例)を否決でもされたら今後、舞鶴市にはこの先、申請されてもできなくなるんですよ！今後、条例も提案できませんしね。」と大声で恫喝するかのような態度をとり、議決内容の強要とも受け取れるような言動があった。この件について、議長から副市長に対し、当該事案の有無について調査し所要の対応をするよう依頼した。

市の報告としては、職員への聞き取りの結果、「恫喝や強要する意図は全くなかった。当該議員に脅しや恫喝等と受け止められたことは誠に残念であり、市としては誠に遺憾である」との見解を示され、ハラスメントには該当しないと結論づけた。

このような強要行為が仮に故意により行われたことであれば、重大な地方公務員法違反であると考えるが、故意でなかったとしても議員が議決の強要と受け取れるような圧を感じたことは、ただ単にハラスメントを感じたというだけではなく、議会と職員との健全な関係を損なうものであり、市民の信託を受けた議会制民主主義の根幹を揺るがす極めて重大な問題である。また、同室にいた他の議員も同様に恫喝や強要と感じたとの証言があるにもかかわらず当該職員の発言だけを根拠として判断するやり方は、市のハラスメント対応についても適正に行われるのか疑問を生じることになり、決して看過することはできない。

市長は、市政の最高責任者として、職員の言動に対して説明責任を負い、市民と議会に対して誠実に向き合う立場にある。本件に関する現在の市の対応は、その責務を果たしているとは到底言えず、以下の対応を強く求める。

1. 本事案について、事実関係を改めて公正かつ厳正に調査し、その結果を公表すること
2. 公開の場で、事実確認を行う場合は、協力すること
3. ハラスメント防止の目的を再確認し、市職員に対し徹底を図るとともに、再発防止の対策を講じること

決裁区分	課長専決											
收受日				起案日	令和7年8月26日							
決裁日	令和7年8月26日			施行日	令和7年8月26日							
文書分類	07-02			公印								
ファイル名	資料(議会運営委員会)											
公開区分	公開			非公開理由								
文書番号	舞議第46号			保存年限	5年							
起案者	議会事務局総務課 高田 健二 内線											
件名	議員への対応に関する申し入れについて											
決裁	課長 議会事務局総務課 樋口 佐由理											
合議												

主文	<p>表題の件について、添付ファイルのとおり提出してよろしいか。</p>
内容	<p>【申し入れの概要】</p> <p>舞鶴市職員による舞鶴市議会議員へのハラスメントと市の不適切な対応に関する申し入れ</p> <p>市職員が市議会議員に対し、大声で恫喝するかのような態度や、議決内容の強要とも受け取れるような言動があったとの申し出を受け、市に対し、当該事案の有無についての調査と所要の対応を依頼したところ、当該職員にそのような意図はなく、ハラスメントに該当しないと結論付けられたことから、公正かつ厳正な調査や、ハラスメント防止の目的の再確認などを求める申し入れを行う。</p>
本文	

舞議第 号
令和7年8月26日

舞鶴市長 鴨田 秋津 様

舞鶴市議会議長 肝付 隆治

舞鶴市職員による舞鶴市議会議員へのハラスメントと市の不適切な対応に関する申し入れについて

表題の件について、議会運営委員会において、文書により申し入れることを決定しましたので、別紙のとおり提出します。

市職員による市議会議員へのハラスメントと 市の不適切な対応について

このたび、令和7年6月定例会の一般質問の聞き取りにおいて、市職員が市議会議員に対し、「今回の条例（舞鶴市伝統的建造物保存地区条例）を否決でもされたら今後、舞鶴市にはこの先、申請されてもできなくなるんですよ！今後、条例も提案できませんしね。」と大声で恫喝するかのような態度をとり、議決内容の強要とも受け取れるような言動があった。この件について、議長から副市長に対し、当該事案の有無について調査し所要の対応をするよう依頼した。

市の報告としては、職員への聞き取りの結果、「恫喝や強要する意図は全くなかった。当該議員に脅しや恫喝等と受け止められたしまったことは誠に残念であり、市としては誠に遺憾である」との見解を示され、ハラスメントには該当しないと結論づけた。

このような強要行為が仮に故意により行われたことであれば、重大な地方公務員法違反であると考えるが、故意でなかったとしても議員が議決の強要と受け取れるような圧を感じたことは、ただ単にハラスメントを感じたというだけではなく、議会と職員との健全な関係を損なうものであり、市民の信託を受けた議会制民主主義の根幹を揺るがす極めて重大な問題である。また、同室にいた他の議員も同様に恫喝や強要と感じたとの証言があるにもかかわらず当該職員の発言だけを根拠として判断するやり方は、市のハラスメント対応についても適正に行われるのか疑問を生じることになり、決して看過することはできない。

市長は、市政の最高責任者として、職員の言動に対して説明責任を負い、市民と議会に対して誠実に向き合う立場にある。本件に関する現在の市の対応は、その責務を果たしているとは到底言えず、以下の対応を強く求める。

1. 本事案について、事実関係を改めて公正かつ厳正に調査し、その結果を公表すること
2. 公開の場で、事実確認を行う場合は、協力すること
3. ハラスメント防止の目的を再確認し、市職員に対し徹底を図るとともに、再発防止の対策を講じること

舞総人第191号
令和7年10月28日

舞鶴市議会議長
肝付 隆治 様

舞鶴市長 鴨田 秋津

市職員による市議会議員へのハラスメントと市の不適切な対応について
(回答)

令和7年8月26日付け舞議第46号で申し入れのありました標記のことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

申し入れに対する回答

【申し入れ内容】

本事案について、事実関係を改めて公正かつ厳正に調査し、その結果を公表すること

【回答】

本件に関し、当市はこれまで、当該議員、当該職員、その場に同席されていた別の議員から詳細な聴取を実施してまいりました。（「これまでの経過」参照）

- ・当該議員の主張：当該職員の発言は、議決を強要するものであり、脅し、若しくは恫喝と捉えられるものであった。
- ・当該職員の主張：手続き上の不可欠性を単に説明したものであり、強要する意図は全くなかった。
- ・別の同席議員の証言：暴言は吐かなかったが、威圧的な物言いであった。

「威圧的な物言い」であったということについては、同席されていた別の議員から証言がありました。市として、当該職員の発言の仕方が、議員に威圧感を与えるかねないものであったという指摘は受け止めます。

しかしながら、本件は既に複数回の聴取を行い、双方の主張および同席者の証言も得られております。これ以上の追加調査を行ったとしても、「強要の意図」の有

無という内心の事柄について、新たな客観的な証拠を発見することは極めて困難であると判断せざるを得ません。

したがって、市としては、現時点で得られた事実をもって調査を尽くしたものとし、これ以上「強要の意図の有無」という最終的な事実認定を下すための再調査は行いません。

【申し込み内容2】

公開の場で、事実確認を行う場合は、協力すること

【回答】

公開の場で、事実確認を行われるのであれば、真摯に対応させていただきます。

【申し込み内容3】

ハラスメント防止の目的を再確認し、市職員に対し徹底を図るとともに、再発防止の対策を講じること

【回答】

当該職員に行った指導と同様、全職員に対し、丁寧な言動を心がけるよう研修等を通して指導してまいります。

また、個々の議員への説明や聞き取りの際は、複数の職員で対応することを原則とし、仮に複数の職員で対応することが不可能な場合には、会話を録音することや議員控室での聞き取りを行わないことで、発言の客観性の確保と認識のズレが生じることの防止を図り、再発防止に努めます。

市どいたしましては、これ以上の再調査は行わず、上記の再発防止策をもって本件への対応を尽くしたものと考えております。

【これまでの経過】

令和7年	6月3日	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問のため、議員Bが職員Aのもとを訪れたが職員Aは不在。 その後、職員Aが議員Bの議員控室を訪問し、議案について熱心に説明。 議員Bは職員Aの、この説明を議案の議決の強要や脅し、恫喝と受け取った。その後、約1時間半にわたり、議員Bの質問に関するやりとりが行われた。
	6月9日	<ul style="list-style-type: none"> 議員Bより、議決の強要や脅し、恫喝と捉えられる発言があったとして、正副議長同席のもと、謝罪と処分を求める申し入れがあり、副市長が受理。
	6月10日	<ul style="list-style-type: none"> 副市長及び総務部長による職員Aへの聞き取りを行い、恫喝や議決を強要する意図は一切なかったこと、普段と変わりない口調で話していたこと、条例制定が事務手続き上不可欠であることを単に説明したものであることを確認。
	7月11日	<ul style="list-style-type: none"> 副市長から議員B及び正副議長に対し、職員Aへの聞き取り調査の結果、議員Bは職員Aの発言を不快に感じられたかもしれないが、議決の強要や脅し、恫喝という性質の発言ではなく、謝罪や処分は不要と判断した旨を回答。 その際、6月3日のやりとりを同室で聞いていた議員Cへの聞き取りも行うよう要求があった。
	7月15日	<ul style="list-style-type: none"> 職員Aからあらためて聞き取りを行い、恫喝や議決を強要する意図は一切なかったこと、普段と変わりない口調で話していたことを再度確認。 その上で、職員Aに対し、言動が人によっては不快に感じ、さらには恫喝や強要とまで受け止められる可能性があることを認識し、より丁寧な言動を心がけるよう指導。
	7月17日	<ul style="list-style-type: none"> 副市長及び総務部長による議員Cへの聞き取りを行い、「暴言は吐かなかったが、威圧的な物言いであった」、「議員との会話は噛み合っていなかった」などの証言があった。
	8月1日	<ul style="list-style-type: none"> 副市長から議員B及び正副議長に対し、議員Cから聞き取った内容を踏まえても、職員Aに恫喝や議決を強要する意図は一切なく、市の判断はこれまでと同様である旨を回答。
	8月26日	<ul style="list-style-type: none"> 今回の事実関係の再調査や調査結果の公表等を求める申し入れ。

議会運営委員会（2回目）次第

令和7年8月26日(火)
各派幹事会終了後 議員協議会室

1 市に対応を求める事項について

2 第3回議会報告会について

3 その他

(案)

市職員による市議会議員へのハラスメントと

市の不適切な対応について

令和6年12月定例会の一般質問の答弁において、「議員による市職員へのハラスメントが複数回あった」との発言がなされた。しかし、その根拠は、市職員からの一方的な聞き取り調査のみに基づくものであり、議員側からの聞き取り調査がなされたわけではなく、公正さを欠き一方的な発言であるため、議会として正式に是正を申し入れた。

それに対し、市は繰り返し「市職員からの聞き取りによりハラスメントはあった」との主張を続け、議会側の意見を無視する姿勢を示された。

このたび、令和7年6月定例会の一般質問の聞き取りにおいて、市職員が市議会議員に対し、「今回の条例(舞鶴市伝統的建造物保存地区条例)を否決でもされたら今後、舞鶴市にはこの先、申請されてもできなくなるんですよ！今後、条例も提案できませんしね。」と大声で恫喝するかのような態度をとり、議決内容の強要とも受け取れるような言動があった。この件について、議長から副市長に対し、当該事案の有無について調査し所要の対応をするよう依頼した。

市の報告としては、職員への聞き取りの結果、「恫喝や強要する意図は全くなかった。当該議員に脅しや恫喝等と受け止められたしまったことは誠に残念であり、市としては誠に遺憾である」との見解を示され、ハラスメントには該当しないと結論づけられた。

このような強要行為が仮に故意により行われたことであれば、重大な地方公務員法違反であると考えるが、故意でなかったとしても議員が議決の強要と受け取れるような圧を感じたことは、ただ単にハラスメントを感じたというだけではなく、議会と職員との健全な関係を損なうものであり、市民の信託を受けた議会制民主主義の根幹を揺るがす極めて重大な問題であります。ひいては、市のハラスメント対応についても適正に行われるのか疑問を生じることになり、決して看過することはできない。

市長は、市政の最高責任者として、職員の言動に対して説明責任を負い、市民と議会に対して誠実に向き合う立場にある。本件に関する現在の市の対応は、その責務を果たしているとは到底言えない。ここに厳重に抗議するとともに、以下の対応を強く求める。

1. 本事案について、事実関係を改めて公正かつ厳正に調査し、その結果を公表すること
2. 公開の場で、事実確認を行う場合は、協力すること
3. 眇喝的な言動を行った職員に対して、厳正な指導を行い、再発防止策を講じること
4. ハラスメント防止の目的を再確認し、市職員に対し徹底を図ること
5. 市役所庁舎内の再発防止に関する体制づくりを行うこと